

国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額について、鳥取大学役員報酬規程に基づき、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・俸給月額を0.2%引き下げた。(平成22年12月1日実施)
- ・期末特別手当の年間支給月数を3.10月から2.95月に引き下げた。(平成22年12月1日実施)

理事

法人の長に同じ。

理事(非常勤)

- ・非常勤役員手当を0.2%引き下げた。

監事

法人の長に同じ。

監事(非常勤)

- ・非常勤役員手当を0.2%引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,560	千円 12,744	千円 4,540	千円 276 (単身赴任手当)			
A理事	千円 13,660	千円 10,072	千円 3,588	千円 ()			
B理事	千円 13,738	千円 10,072	千円 3,588	千円 78 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 11,854	千円 8,704	千円 3,101	千円 49 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 2,156	千円 2,156	千円	千円 ()	4月1日		※
A監事	千円 10,785	千円 8,704	千円 2,032	千円 49 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 1,676	千円 1,676	千円	千円 ()			

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事A	千円 3,267	年 3	月 0	H22.3.31	—	鳥取大学役員退職手当規程第2条第2項の規定に基づき、役員としての在職期間における業績を勘案し、退職手当の増減はしないこととした。	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。
すなわち、事務系職員については、常に業務の見直し、合理化、簡素化を徹底して行うと共に、事務組織の再編、人員配置の検討などにより、採用の抑制に努める。
また、教員については、定員の一部を学長管理定員として全学的な観点で運用すると共に、退職者に係る補充についても抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準に準じるための措置として、俸給月額、手当等の改定を図る。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、人事・業績評価の結果等を踏まえた勤務成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行い、昇給の号俸数は、その1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として決定される。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が特に良好な職員で、昇格基準に達した者は、その資格に応じて上位の級に昇格されることがある。
賞与・業績手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- 俸給の調整額に係る調整基本額の一部引き下げ(平成22年4月1日実施)
 - 平成21年12月に実施した俸給月額の引き下げ改定に伴い、俸給の調整額に係る調整基本額を一部引き下げた。[△100円]
- 超過勤務手当の支給割合の改定(平成22年4月1日実施)
 - 労働基準法の一部改正に伴い、1か月につき60時間を超える部分の時間外勤務に係る超過勤務手当の支給割合について、100分の25を加算することとした。
- 医師救急医療等従事手当の新設(平成22年4月1日実施)
 - 医師が交替制勤務により深夜(22時から翌日5時まで)又は休日に救急医療等に従事した場合に、医師救急医療等従事手当を支給することとした。[20,000円/回]
- 月例給の改定(平成22年12月1日実施)
 - 55歳を超える職員(一般職(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く。)に係る俸給及び管理職手当の支給額を減額した。[△1.5%]
 - 中高年齢層(40歳台以上)が受ける俸給月額について引き下げた。[平均△0.1%]
- 期末・業績手当の支給割合の改定(平成22年12月1日実施)
 - 年間支給月数を4.15月から3.95月に引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 1,537	歳 41.7	千円 6,086	千円 4,564	千円 40	千円 1,522
事務・技術	人 300	歳 40.5	千円 4,980	千円 3,765	千円 52	千円 1,215
教育職種 (大学教員)	人 641	歳 47.9	千円 8,002	千円 5,953	千円 31	千円 2,049
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 428	歳 33.9	千円 4,283	千円 3,247	千円 39	千円 1,036
技能・労務職種	人 5	歳 53.9	千円 4,619	千円 3,494	千円 74	千円 1,125
教育職種(附属高校教員)	人 22	歳 46.6	千円 7,231	千円 5,464	千円 82	千円 1,767
教育職種(附属義務教育学校教員)	人 40	歳 43.2	千円 6,478	千円 4,897	千円 79	千円 1,581
医療職種(病院医療技術職員)	人 98	歳 37.2	千円 4,506	千円 3,416	千円 45	千円 1,090
その他医療職種(医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種(看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 47	歳 44.8	千円 3,178	千円 2,517	千円 50	千円 661
事務・技術	人 26	歳 44.6	千円 2,669	千円 2,077	千円 55	千円 592
教育職種 (大学教員)	人 14	歳 43.6	千円 4,147	千円 3,344	千円 33	千円 803
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 4	歳 43.0	千円 2,864	千円 2,243	千円 74	千円 621
その他医療職種(看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:技能・労務職種とは、自動車運転手、看護助手等の職種を示す。

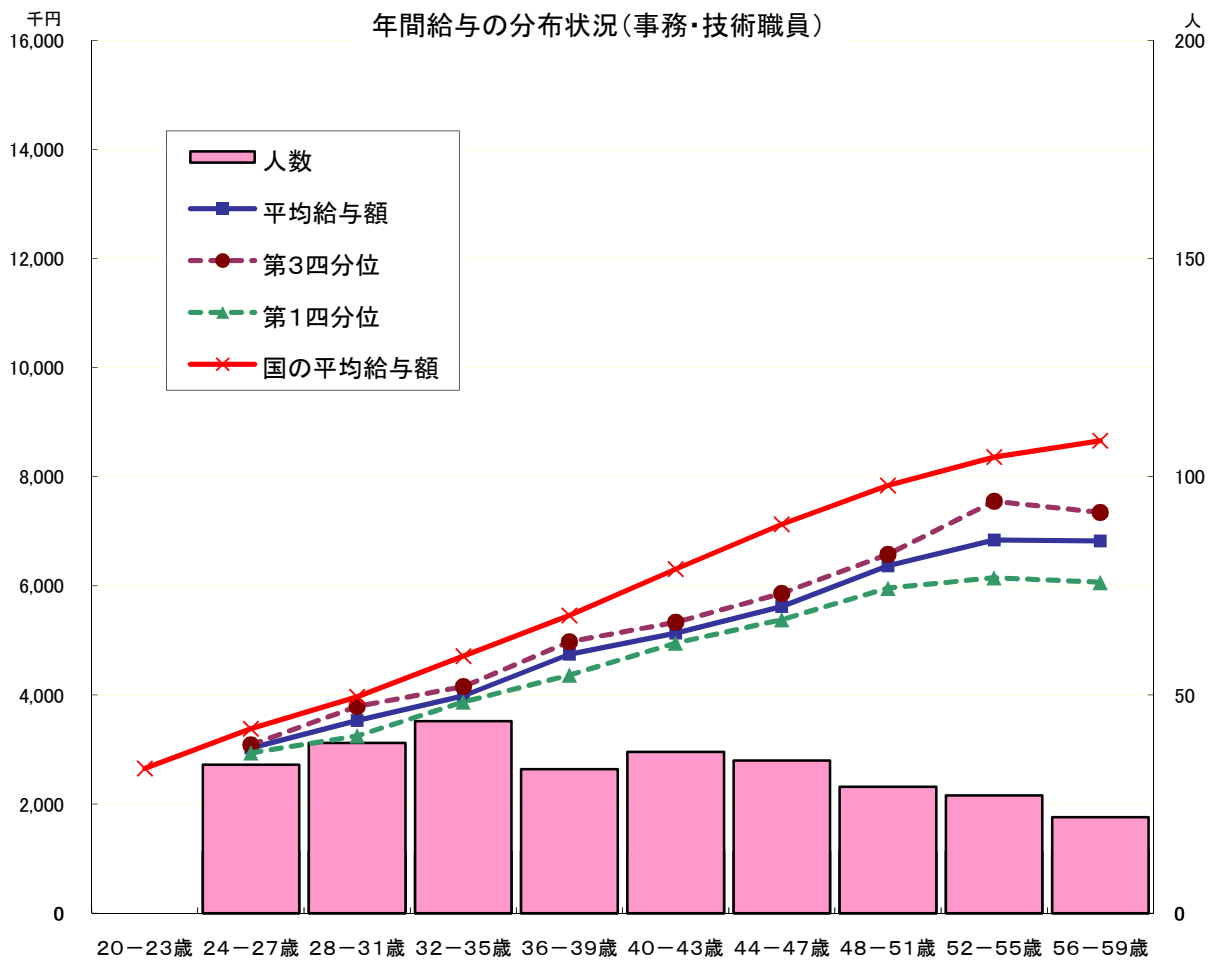
注4:教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校教員を示す。

注5:医療職種(病院医療技術職員)とは、病院における薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の職種を示す。

注6:その他医療職種(医療技術職員)とは、病院以外での医療職種(医療技術職員)を示す。

注7:その他医療職種(看護師)とは、病院以外での医療職種(看護師)を示す。

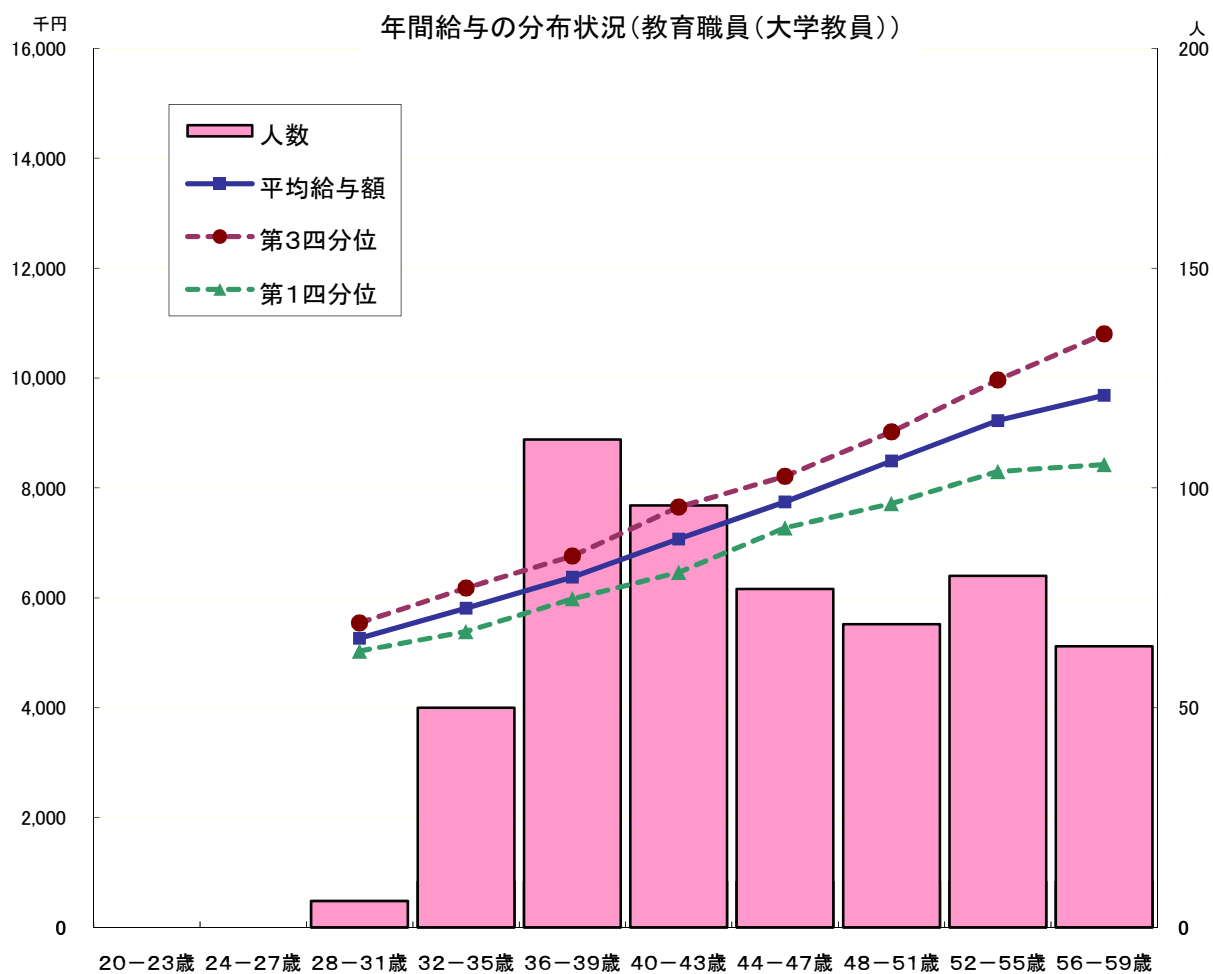
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

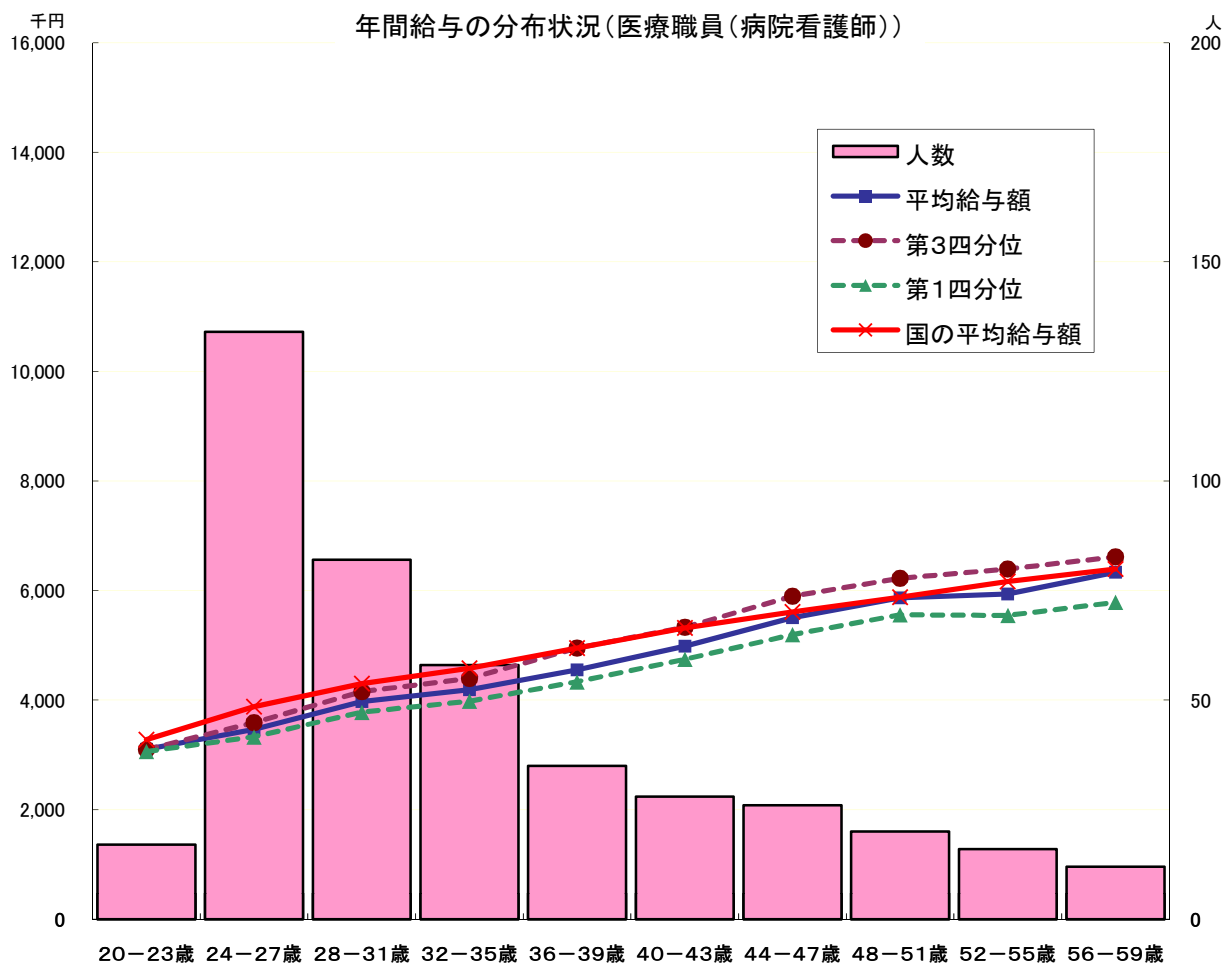
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (・課長 ・係長 ・係員)	19	53.7	7,307	7,663	7,995
	110	46.3	5,259	5,612	5,958
	111	31.3	3,077	3,558	3,948



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (・教授 ・准教授 ・助教)	人	歳	千円	千円	千円
	218	56.2	9,139	9,869	10,557
	178	47.3	7,337	7,794	8,259
	174	39.6	5,731	6,088	6,476



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (・看護師長 ・看護師)	人	歳	千円	千円	千円
	21	48.2	5,854	6,034	6,337
	341	31.3	3,478	3,918	4,225

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	室長副課長係長	課長室長副課長
人員 (割合)	300人	42人 (14.0%)	93人 (31.0%)	114人 (38.0%)	27人 (9.0%)	16人 (5.3%)
年齢(最高～最低)		52～24歳	45～27歳	59～35歳	59～46歳	59～39歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,038～2,107千円	3,701～2,310千円	5,039～3,153千円	5,315～4,317千円	6,363～5,024千円
年間給与額(最高～最低)		3,948～2,798千円	4,784～3,063千円	6,595～4,202千円	7,127～5,755千円	8,155～6,666千円

6級	7級	8級	9級
課長	部長	事務局長部長	事務局長
5人 (1.7%)	3人 (1.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
57～49歳	57～53歳	～歳	～歳
6,873～5,521千円	7,567～6,678千円	～千円	～千円
9,101～7,345千円	9,989～8,816千円	～千円	～千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	641人	0人 (0%)	174人 (27.1%)	71人 (11.1%)	178人 (27.8%)	218人 (34.0%)
年齢(最高～最低)		～歳	63～29歳	63～32歳	64～33歳	64～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	5,584～3,484千円	6,402～4,054千円	6,944～4,343千円	9,204～5,300千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	7,172～4,557千円	8,574～5,464千円	9,506～5,868千円	12,762～7,174千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	428人	1人 (0.2%)	341人 (79.7%)	62人 (14.5%)	18人 (4.2%)	5人 (1.2%)	1人 (0.2%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		～歳	58～22歳	57～29歳	56～43歳	57～49歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,942～2,243千円	4,814～2,934千円	4,958～4,229千円	5,547～4,797千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,504～2,962千円	6,432～3,974千円	6,686～5,740千円	7,357～6,616千円	～千円	～千円

注:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.3	% 34.1
	最高～最低	% 45.3～33.1	% 46.3～29.7
		% 45.8～31.4	% 45.8～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 32.6
	最高～最低	% 42.9～31.8	% 39.2～29.0
		% 39.3～30.8	% 39.3～30.8

(教育職員(大学教員))

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.2	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.8	% 34.9
	最高～最低	% 49.6～33.2	% 45.8～29.9
		% 45.6～31.6	% 45.6～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.0	% 32.5
	最高～最低	% 45.3～32.3	% 45.9～29.0
		% 45.4～30.6	% 45.4～30.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員		%	%	%
	一律支給分(期末相当)	61.8	64.8	63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.2	35.2	36.7
	最高～最低	39.0～34.9	39.2～31.5	39.1～33.2
一般 職員		%	%	%
	一律支給分(期末相当)	63.6	67.3	65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.4	32.7	34.5
	最高～最低	42.9～32.6	39.2～29.2	41.0～31.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

94.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

93.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

92.9

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

94.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容			
指数の状況	対国家公務員 82.9			
	参考	地域勘案	90.3	
		学歴勘案	83.5	
地域・学歴勘案		90.5		
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考える。			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.6% (国からの財政支出額 11,965百万円、支出予算の総額 34,569百万円:平成22年度予算)			
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えておらず、また、対国家公務員指数も100未満であることから適切な給与水準であると思われる。			
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)			
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。			

○医療職員(病院看護師)

項目	内容			
指数の状況	対国家公務員 92.9			
	参考	地域勘案	95.1	
		学歴勘案	91.9	
地域・学歴勘案		94.6		
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考える。			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.6% (国からの財政支出額 11,965百万円、支出予算の総額 34,569百万円：平成22年度予算)			
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えておらず、また、対国家公務員指数も100未満であることから適切な給与水準であると思われる。			
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)			
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。			

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

91.7

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,382,253	千円 10,611,074	千円 (%) △ 228,821 (△2.2)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 1,110,230	千円 948,823	千円 (%) 161,407 (17.0)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,479,743	千円 3,249,208	千円 (%) 230,535 (7.1)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 1,725,817	千円 1,580,196	千円 (%) 145,621 (9.2)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,698,043	千円 16,389,301	千円 (%) 308,742 (1.9)	千円 (%) — (—)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」の額には、人材派遣契約に係る費用等を含んでおり、一方、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額には、福利厚生費を含んでいるため、これらの額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額は、対前年度比△2.2%であり、国家公務員に準じて給与等の減額改定を実施したことが主な要因となっている。

最広義人件費は、対前年度比1.9%増であるが、前述の給与、報酬等支給総額の減がある一方で、定年退職者の増に伴う退職手当支給額の増及び病院経営上の必要性から、看護師等の増員を図ったことによる非常勤役職員等給与の増が主な要因となっている。

② 中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間ににおいて5%以上の人件費削減を行うこと、更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしており、引き続き業務の見直し、合理化、簡素化、組織の再編、人員配置の検討と併せて退職者の後任補充の抑制に努めるものである。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、本学の俸給表及び給与制度等を順次見直している。

③ 人件費削減の取組の進捗状況(下表参照)

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,006,785	11,262,109	11,091,702	10,866,151	10,611,074	10,382,253
人件費削減率 (%)		△6.2	△7.6	△9.5	△11.6	△13.5
人件費削減率(補正值) (%)		△6.2	△8.3	△10.2	△9.9	△10.3

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%,0.7%,0%,△2.4%,△1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。